

## 変更届(業務上取扱者)

次の事項について変更が生じた場合、変更内容を明記又は証明する書類を添えて速やかに届出を行うこと。

- ①氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)
- ②シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物劇物の品目
- ③事業所の名称、所在地

(提出部数) 1部

1, 変更届(毒物劇物業務上取扱者)の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 事業場の種類欄には、電気めっき業の場合は令第41条第1号、金属熱処理業の場合は令第41条第2号、運送業の場合は令第41条第3号、しろあり防除業の場合は令第41条第4号と記載すること。
- (2) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあっては、取り扱う無機シアン化合物名を記載し、運送業にあっては、毒物及び劇物取締法施行令別表第2の23品目のうち取り扱う品目を記入すること。この欄に書き込めない場合は「別紙のとおり」と記入し別紙を添付すること。
- (3) 変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるようにすること。
- (4) 変更年月日は、現に変更のあった日を記載すること。
- (5) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 住所、氏名並びに事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届出書に記載したとおり記載すること。

ただし、住所又は所在地に住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄に明記すること。

2, 添付書類

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

変 更 事 項	添 付 書 類
① 氏名又は住所(法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地)	法人にあつては、登記事項証明書 個人にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本 (個人は氏名変更時のみ)
② シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目	なし
③ 事業場の名称	なし
④ 事業場の所在地	事業場の平面図 毒物劇物保管場所の概要 運送業者の場合、運搬車両が変更している場合は、その写真